

水問題に関する協議会・第5回幹事会の概要

水問題に関する協議会第5回幹事会の会議結果は、次のとおりです。

- 1 日時 平成23年7月26日(火)午後2時から午後3時15分まで
- 2 場所 県庁第2別館6階大会議室
- 3 会議の概要

「加茂川の水事情の現状分析について」を議題とし、県から「ダムによる水資源開発の仕組みについて」説明を行い、意見交換を行いました。

【説明の概要】

河川の水資源の範囲で取水できない場合に、新たに水利権を取得し一定期間一定量取水するためには、ダム等による水資源の開発が必要であり、ダム事業への(新規)参入には、応分の費用負担が必要であることを説明。

黒瀬ダムの給水可能量は、当初計画でダム建設以前の昭和29年から昭和38年までの10年間の流況データを用い、2/10の利水安全度で22万9千 m^3 /日が開発できる計画である。ダム建設後の昭和49年から平成20年までの35年間のデータを用いて、当初計画と同じ条件で再計算すると、17万9千 m^3 /日となることを説明。

現在の加茂川の流況を考慮した場合、協議会で協議していくに当たって今後利用が考えられる水量は、9万2千 m^3 /日とすることを県から提案。【179,000 - 87,420(工水) 92,000(m^3 /日)】

【主な質疑内容】

- (西条市) 給水可能量が変わるとの説明があったが、利水の能力が下がったと見るのか、期間を変えれば給水可能量も変わるのか。
- (県) 給水可能量の計算に用いるデータの期間の長さや期間の取り方、利水安全度を変えれば、計算上、給水可能量は変わってくる。今後の利用を考えるに当たっては、将来どうなるのかは雨の降り方もあり一概に言えないものの、現在の流況から考えて、当初計画どおり2/10の利水安全度で、ダム建設後の最も長期間の実データを用いて計算した今回の試算が、信頼性の高い結果であると考えている。
- (松山市) 今回提案の9万2千 m^3 /日は、将来的にも担保されると考えてよいのか。
- (県) 今回の試算は、今ある一番豊富なデータ、知見に基づき計

算した結果ではあるが、将来もその水量が利用できることを保証するものではない。取水量を担保するということ言えば、河川管理者から与えられた水利権の量が基本的に担保となると理解いただきたい。

(西条市) 加茂川で新規の水利権を与える余力があるのか。

(県) 工業用水の当初の計画給水量 22 万 9 千・/日からすると現在の 8 万 7 千・/日とは余裕があり、量的には水利権が与えられない状態ではなく、可能性はある。新たな水利権を取得するためには、ダム事業に参入し費用負担を行い、安定的に水が補給されることが前提となる。

(西条市) 工業用水が 3,010 万・の貯留権を持っているが、県は黒瀬ダムの建設の目的である工業用水を減量して、減量した部分の使用目的を変更し、新規の水利権を充てるという考えか。

(県) 貯留権は、ダムのこの高さからこの高さまでの間に水を貯める権利があるというもので、その間に貯めることができる容量が 3,010 万・になるというものである。この中には農業用水も工業用水も含まれており、違う目的で使うとすれば、その容量の中に利用目的を追加することになる。